

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7年～50年
動 産 3年～20年
7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は682,093百万円であります。
11. 退職給付引当金（前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 発年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌期から損益処理
なお、会計基準変更時差異（100,837百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。
12. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. ヘッジ会計の方法として、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより評価しております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。
なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部の海外拠点におけるヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
金融先物取引責任準備金 8百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。
17. 株式会社には自己株式4百万円が含まれております。なお、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。
18. 子会社の株式及び出資総額 583,047百万円
19. 子会社に対する金銭債権総額 351,548百万円
20. 子会社に対する金銭債務総額 1,832,230百万円
21. 動産不動産の減価償却累計額 282,759百万円
22. 動産不動産の圧縮記帳額 52,199百万円
23. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。
24. 貸出金のうち、破綻先債権額は60,840百万円、延滞債権額は1,357,573百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は37,489百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,606百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,517,508百万円であります。
なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、649,521百万円あります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	42,373 百万円
特定取引資産	734,362 百万円
有価証券	7,097,272 百万円
貸出金	1,671,141 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	1,200,000 百万円
売現先勘定	4,857,211 百万円
売渡手形	2,744,800 百万円
借入金	99,864 百万円
支払承諾	42,373 百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 62,978百万円、有価証券 3,515,442 百万円、貸出金 120,089 百万円及びその他資産（保管有価証券等）263,540 百万円を差し入れております。

30. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は652,998百万円、繰延ヘッジ利益の総額は679,896百万円あります。
31. 「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当期より前期の39.83%から38.05%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は26,422百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額は4,795百万円減少し、「再評価差額金」の金額は同額増加しております。
32. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等をするとともに、鑑定評価による時価との差異分析の結果を勘案する等、合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より71,433百万円下回っております。
33. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,194,896百万円が含まれております。
34. 社債には、劣後特約付社債273,487百万円が含まれております。
35. 商法第280条ノ19第1項に規定する、取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容は次のとおりであります。

平成10年7月31日をもって権利を付与した新株引受権	
対象となる株式の種類	額面普通株式
対象となる株式の総数	296千株
新株の発行価額（行使価額）	1株につき1,432円
平成11年7月30日をもって権利を付与した新株引受権	
対象となる株式の種類	額面普通株式
対象となる株式の総数	393千株
新株の発行価額（行使価額）	1株につき1,628円
平成12年7月31日をもって権利を付与した新株引受権	
対象となる株式の種類	額面普通株式
対象となる株式の総数	353千株
新株の発行価額（行使価額）	1株につき1,361円

36. 1株当たりの当期利益 16円59銭

37. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権が含まれております。以下40.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	896,682百万円				
当期の損益に含まれた評価差額	1,946				
満期保有目的の債券で時価のあるもの					
貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	
上場外国証券	13,117百万円	13,056百万円	60百万円	1百万円	61百万円
合計	13,117	13,056	60	1	61

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

貸借対照表計上額	時価	差額	
子会社・子法人等株式	37,426百万円	30,618百万円	6,807百万円
関連法人等株式	8,800	9,287	486
合計	46,226	39,905	6,320

その他有価証券で時価のあるもの

当期においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第8号附則第4項によるその他有価証券に係る貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

貸借対照表計上額	14,955,114百万円
時価	14,871,897
差額	83,216
評価差額金相当額	51,552
繰延税金資産相当額	31,663

38. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
11,735,840百万円	357,234百万円	38,344百万円

39. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	15,443百万円
その他	5,091
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	653,372
関連法人等株式	170,937
その他	10,959
その他有価証券	
非上場外国証券	663,185
非上場債券	225,371
非上場株式(店頭売買株式を除く)	97,877
その他	132,130

40. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	4,808,798百万円	4,487,028百万円	2,157,961百万円	3,563百万円
国債	4,676,556	4,169,864	1,755,646	-
地方債	22,532	54,534	240,235	563
社債	109,709	262,629	162,079	3,000
その他	230,320	867,351	128,263	351,412
合計	5,039,119	5,354,380	2,286,225	354,975

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,467百万円
当期の損益に含まれた評価差額	-

その他の金銭の信託

当期においては、その他の金銭の信託について時価評価を行っておりません。なお、その他の金銭の信託に係る貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

貸借対照表計上額	50,444百万円
時価	46,335
差額	4,108
評価差額金相当額	2,545
繰延税金資産相当額	1,563

42. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」、「保管有価証券等」及び「商品有価証券」に合計1,956,646百万円含まれております。

なお、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来、有価証券中の「貸付有価証券」に計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当期より「国債」に計上しております。当期末における使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている国債は9百万円であります。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する

契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,631,346百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが13,845,590百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当期末における退職給付引当金及び前払年金費用、並びに退職給付引当金と相殺及び前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	厚生年金基金	合計
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	50,004 百万円	-百万円	50,004 百万円
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算前)	-	16,259	16,259
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く)	65,231	27,953	93,184
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算後)	15,226	44,212	59,438
当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。			
退職給付債務 年金資産(時価)	465,413 百万円		394,682
未積立退職給付債務	70,731		
会計基準変更時差異の未処理額	80,670		
未認識数理計算上の差異	49,500		
貸借対照表計上額の純額 前払年金費用	59,438		59,438

45. 金融商品に係る会計基準及び退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年6月16日））の適用に伴う銀行法施行規則の改正により貸借対照表の様式が改定されましたが、その内容は次のとおりであります。
- (1) 現先取引については、従来、売買処理をしておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、従来の受渡日基準に基づく売買処理によった場合と比較して、「国債」は1,610,677百万円増加しております。
- (2) 従来の「退職給与引当金」は、当期首において「退職給付引当金」に振り替えております。なお、当期末においては、前払年金費用として「その他の資産」に含めて表示しております。
46. 債券借入取引に際して差し入れる担保金につきましては、従来「その他の資産」に含めておりましたが、当期より「債券借入取引担保金」として独立表示しております。
47. 特定取引目的の取引に際して、取引の約定時点を基準として貸借対照表上での認識または認識の取りやめを行うことに伴う未受渡し代金相当額を相殺した残額につきましては、従来「特定取引未払金」として独立表示しておりましたが、当期より「その他の負債」に含めて表示しております。